

創立90周年記念懸賞金付き定期預金

90th Anniversary

未来

〈みらい〉



お取扱期間

第1回 平成28年6月7日(火)～平成28年9月30日(金)

第2回 平成28年10月3日(月)～平成29年3月31日(金)

※お取扱期間内であっても販売総額に達し次第、取り扱いを終了とさせていただきます。

●お預け入れ単位:10万円以上1,000万円未満(1円単位) ●お預け入れ期間:1年(自動継続扱い)

1等

10万円
(税引後 79,685円)

×25本

2等

2万円×75本
(税引後 15,937円)

3等

1万円×250本
(税引後 7,969円)

**90周年
特別賞**

1千円×5,000本
(税引後 797円)

※上記は販売総額250億円、1ユニット10億円、25ユニットの場合です。

販売総額250億円

(第1回:100億円/第2回:150億円)

- 定期預金10万円毎に1本の抽せん権を付与します。
- 懸賞金には税金(20.315%)が源泉分離課税され差し引かれます。

平成28年6月7日現在



あなたの、いちばんであるために。

山梨信用金庫

ご 契 約 い た だ け る 方	個人・個人事業主の方に限らせていただきます。		
お 預 け 入 れ 金 額	10万円以上1,000万円未満 1円単位		
お 預 け 入 れ 期 間	1年(自動継続扱い)		
ご 預 金 の 種 類	スーパー定期またはスーパー定期300		
適 用 金 利	スーパー定期またはスーパー定期300 1年物の店頭表示金利		
預 入 方 法	専用証書による預入形式とさせていただきます。		
懸 賞 金 抽 せ ん 権 等	10万円毎に1本の抽せん権 1等賞の当選番号が2等賞以下の賞と重複当選した場合は1等のみの当選といたします。 同等賞の当選番号が重複した場合は、後から行った抽せんをやり直します。		
懸 賞 金 の 内 訳	1ユニット(10億円)あたりの懸賞金および当選本数は次のとおりといたします。		
	等級	懸賞金	当選本数
	1等	100,000円(税引後 79,685円)	1本
	2等	20,000円(税引後 15,937円)	3本
	3等	10,000円(税引後 7,969円)	10本
	90周年特別賞	1,000円(税引後 797円)	200本
抽 せ ん 日	第1回、第2回のお取扱期間に対して、それぞれ1回抽せんを行います。 第1回 平成29年2月 7日(火) 第2回 平成29年7月12日(水) ※なお、抽せん日は諸般の事情により変更となる場合があります。		
当 選 発 表	当選番号は抽せん日の翌営業日以降に店頭およびホームページに掲載します。		
懸 賞 金 の 支 払 い 方 法	当選日は、満期日以降に20.315%の税金を源泉徴収のうえ、あらかじめ指定を受けたご本人名義の普通預金口座へ入金いたします。 ・抽せん日前に解約した場合は、抽せん権は失効します。 ・当選された場合、満期日前に解約した場合は、当選権は失効といたします。 ・当選した懸賞金の支払有効期限は当初の満期日から1ヶ年といたします。		
利 払 方 法	満期日以降に一括してお支払いします。		
利 息 計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、計算いたします。		
税 金	お利息には20.315%の分離課税が適用されます。(ただし、マル優をご利用の場合はお利息に税金はかかりません。)		
期 限 前 解 約 利 率	下記により計算した中途解約利息をお支払いいたします。 ①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 ②6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%		
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	■苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店または本部コンプライアンス統括部・お客様相談室(9時～17時、電話055-225-0208)までお申し出ください。 ■紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部・お客様相談室または上記の全国しんきん相談所等へお申し出ください。		
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・元利自動継続のもので、継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。		

■詳しい内容については、窓口または担当者までお気軽におたずねください。

平成28年6月7日現在